

平成 29 年度 第 2 回刈谷市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	平成 30 年 1 月 29 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 25 分	場 所	刈谷市役所 301 会議室
出 席 者	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者を代表する委員 宮田公裕委員、酒井秋弘委員、正木 卓委員 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 斎藤敏明委員、丸上善久委員、長澤恒保委員、中川義之委員 ・公益を代表する委員 山崎高晴委員、稲垣雅弘委員、外山鉦一委員、加藤峯昭委員 ・被用者保険等保険者を代表する委員 伊藤実歩子委員、高西直樹委員 ・当局出席者 竹中市長、鈴木福祉健康部長、黒岩国保年金課長、石川課長補佐兼国保賦課係長、増田国保給付係長、岩見健康推進課長、塚本成人保健係長 		
欠 席 者	岡田圭市委員 (被保険者を代表する委員)		

討議内容

議題 1 「平成 30 年度刈谷市国民健康保険事業計画 (案) 及び刈谷市国民健康保険特別会計当初予算 (案) について」

事務局からの説明に対し、次のとおり委員からの質問があり、事務局からの回答を踏まえ、委員の了承を得た。

委員：予算説明において、「保険税収は現行の保険税率を据え置く考えのもと、見込んだもの」との説明があったが、国民健康保険事業費納付金の財源として、基金等この予算書に出ていない財源があるのか。

事務局：保険税収納不足の備え等、健全な運営を図るために刈谷市国民健康保険基金を持っており、その積立額は、平成 28 年度末現在 2 億 6,860 万円である。この他、前年度からの繰越金があり、その額は 28 年度末現在約 1 億 3,700 万円である。

議題 2「第 3 期特定健康診査等実施計画(案)及び第 2 期データヘルス計画(案)について」

事務局からの説明に対し、次のとおり委員からの質問があり、事務局からの回答を踏まえ、委員の了承を得た。

委員：糖尿病予防を目的とし、特定健康診査の項目に歯周病検査を加えることはできないか。

事務局：特定健康診査の検査項目は国から示された項目である。本市は市民を対象に歯周病等の早期発見、予防を目的とした歯科健康診査を実施しており、今後も実施していく。

委員：保険者努力支援制度の評価項目は、すべて網羅されているか。

事務局：平成 29 年度時点では、「糖尿病性腎症重症化予防」「重複服薬者に対する取り組み」「地域包括ケアの推進」が実施できていないが、平成 30 年度からは、このうち保険者努力支援制度の中でも評価の高い「糖尿病性腎症重症化予防」に取り組んでいく。このほか「地域包括ケアの推進」についてはレセプトデータ等を長寿課等関係課が行う地域包括ケアにつながる事業に活用できないか協議している。

委員：計画期間は 6 年であるため、今できていないものは中間で見直しするなど順次計画に反映してもらえばよい。

その他として 3 点説明した。なお、説明に対する質問等は無かった。

(1) 国民健康保険の都道府県単位化に伴う国民健康保険事業費納付金等について

- ・ 県から示された平成 30 年度の国民健康保険事業費納付金、標準保険税率は資料のとおり。
- ・ 国民健康保険事業費納付金等を踏まえ、本市は繰越金等を活用して保険税率を据え置き、国の動向等を注視して平成 30 年度に再度税率改正について検討する。

(2) 刈谷市国民健康保険税条例等の一部改正について

- ・ 都道府県単位化に伴い、平成30年度から保険税は県へ納付する国民健康保険事業費納付金に充てるために課税するよう条文を改める。
- ・ 国は課税限度額の引き上げの方針を示し、平成30年3月の法改正を予定しているため、これが決定された場合は、31年度以後の課税限度額の引き上げを検討する。
- ・ 国は保険税の軽減対象の拡大の方針を示し、平成30年3月の法改正を予定しているため、これが決定された場合は軽減拡充を行う予定である。

(3) 刈谷市国民健康保険運営協議会委員の任期について

- ・ 国民健康保険法施行令の改正により委員の任期が2年から3年になる。

上記の説明の後、終了した。